

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
三木町	平井地区	令和4年3月22日	令和4年3月22日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	404.8ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	245.6ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	203.4ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	26.0ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	165.3ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	47.2ha
(備考) 上記④は、中心経営体に対して今後10年間の意向を調査した結果である。なお、(公財)香川県農地機構が公表する当地区を含む借受希望面積は457.1haである。	

- 注1:③の「75才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

高齢化や後継者不足の中、75才以上で後継者が未定及び不明の方の農地は191.3ha、中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積は47.2haである。一方で、香川県農地機構が公表する借受希望者一覧に基づく、当地区を含む借受希望面積は457.1haである。地区内の農地は狭小で不整形なものも多く、農地、農道及び水路等の維持管理に労力や費用を要するため、後継者による耕作の継続や中心経営体の引き受けに課題がある。加えて、イノシシ等による被害により、作付に支障がある農地もあり、その対策にも労力や費用が発生している。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

中心経営体である認定農業者(法人、集落営農法人)や認定新規就農者が担うほか、今後、出し手農家が増えることが想定される中、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者等の受入れを促進することにより対応していく。

農地、農道及び水路等の維持管理については、農地の出し手と担い手間の役割の明確化及び地域における協力体制の構築に努め、負担が過大になるものについては、利用可能な制度や関係機関の助言等を活用し対応していく。

イノシシ等の被害については、周辺農家間の情報共有に努め、被害が甚大または継続する場合等には、利用可能な制度や関係機関の助言等を活用し対応していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用方針

後継者がいない農地等については、(公財)香川県農地機構を活用した中心経営体への農地の集約化を目指す。

農地集積専門員は地域の農業者の意向を把握しつつ、農地の集約が図られるよう、必要に応じて出し手やその周辺農家の掘り起しを行い、中心経営体とのマッチングを進めていく。

畦畔、農道及び水路等の管理について、その役割を出し手と中心経営体間の同意に基づき、明確にするよう努める。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、(公財)香川県農地機構を活用し、農地の新たな受け手への付け替え等を進める。

基盤整備等の取組方針

基盤整備未実施の地区や農道が狭く大型機械が搬入できない地区、用排水の便の悪い地区等において、中心経営体への貸付けを進めるため、地域で基盤整備や用排水路の整備等の話し合いを進めていく。

地域の体制整備に向けた活動方針

多面的機能支払交付金事業等の活用により、将来、農業経営からリタイアする方が増えても、農道や畦畔管理は地域ぐるみで協力できる体制を維持する。

鳥獣被害防止対策の活動方針

地域での被害発生箇所周辺の情報共有に努め、被害が甚大または継続する場合等には、鳥獣の捕獲やほ場への進入防止措置等により対応していく。